

(公財)山梨県農業振興公社(山梨県農地中間管理機構) 農用地等借受希望者(受け手)の募集について

当公社では、平成26年度から「山梨県農地中間管理機構」として「農地中間管理事業」を実施しております。

「農地中間管理事業」は、平成26年3月1日に施行された農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的に実施されます。

公益財団法人山梨県農業振興公社農地中間管理事業規程第12条第1項の規定に基づき、農用地等の借受希望者を募集致します。

【募集期間】

令和2年度 (通年)
開始日 令和2年4月 1日 (水)
締切日 令和3年3月31日 (水)

【応募方法】

所定の様式により、持参、郵送、メール又はFAXで受け付けます。

【応募者の公表】

各月末日までの応募者を取りまとめ、様式の公表事項について、翌月中旬頃を目処に公社ホームページで公表します。

【情報有効期限】

公表した月から2年間

【公募地域】

借受けを希望する市町村及び地域(大字)等については、別紙を参考に選定し、ご記入下さい。

【応募先（問い合わせ先）】

〒400-0034

山梨県甲府市宝一丁目21番20号

公益財団法人山梨県農業振興公社 農地集積課

電話 055-232-2760

FAX 055-223-2117

メール nouchi@y-nk.jp

注) 電話での応募の変更申出又は抹消申出はお受けできません。

【留意事項】

- ①希望市町村、地域については、複数記載いただいても結構です。
- ②市町村等の窓口では応募は受け付けておりませんので直接公社に応募してください。
- ③公社から農用地等を借り受けるには、応募が必須となります。
- ④ご希望に対応する農用地等をあつせんしますが、農用地等の貸付けを確約するものではありません。
- ⑤借受希望市町村、地域等の変更又は抹消を申請する場合は、公社まで書面（持参、郵送、メール又はFAX）によりお申し出ください。